

財団法人藤沢市開発経営公社寄付行為

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、財団法人藤沢市開発経営公社という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を藤沢市朝日町1番地の1、藤沢市役所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、藤沢市の健全な発展と市民福祉の増進を図るため、必要な施設を設け、または用地を確保し、これを経営することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 藤沢市行政の推進上必要な施設の建設、管理及び処分（公有地の拡大推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第2項第1号に規定する業務を除く。）
- (2) 都市開発事業に係る用地の取得、造成、管理、分譲及びあっせん
- (3) 都市開発事業に係る施設の建設、賃貸借、管理、分譲及びあっせん
- (4) 藤沢市から委託を受けた事業の執行（藤沢市土地開発公社の事業に属するものを除く。）
- (5) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この法人設立の際資産として寄付された金品
- (2) 基本財産として寄付を受けた財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理運用し、その方法は理事会の議決により定める。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、もしくは信託し、または公債その他確実な有価証券に換え、保管するものとする。

(財産処分の制限)

第8条 基本財産は消費し、処分しましたは担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において3分の2以上の同意を得た後、主務官庁の許可を受けたときにはこの限りではない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、年度開始前に理事会の議決を得て、藤沢市長の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 この法人の決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に、その年度内の財産目録及び事業報告書とともに監事の監査を経て、理事会の認定を受けた後、藤沢市長の承認を受けるものとする。

3 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経てその全部または一部を翌年度に繰り越し、または基本財産に繰り入れるものとする。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(財務諸表)

第12条 理事長は第10条第2項の規定により監査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を作成し、理事会の議決を経て監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) その他必要な書類

第4章 役員及び職員

(役員)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事（理事長、副理事長及び専務理事を含む。） 5人以上7人以下
- (5) 監事 2人

(役員の選任)

第14条 理事は理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。
- 3 専務理事は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。

4 監事は、次の者をもってあてる。

- (1) 藤沢市会計課長
- (2) 藤沢市行政総務課長

5 理事は、監事を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、理事長の命を受け、業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、第22条に規定する事項の審議にあたる。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、藤沢市の職員がその補職により役員に選任された場合の当該役員の任期は、その補職に在任する期間とする。

2 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の解任)

第17条 理事長は、役員が次の各号に該当するときは、その役員を解任する。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行にたえられないと認められるとき
- (2) 役員として、ふさわしくない行為のあったとき

(役員の報酬)

第18条 役員には、別に定める報酬を支給する。ただし、藤沢市の職員による役員にあってはこの限りでない。

(顧問)

第19条 この法人に顧問を置く。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について理事長の諮詢に応ずる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1人その他の職員若干人を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の職員は、理事長の命を受け業務に従事する。

第5章 理事会

(理事会の招集)

第21条 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

2 理事長は、理事の2分の1以上または監事から連名で会議の目的たる事項を示して請求のあつたときは、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

3 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 資金の借入及び償還方法
- (4) 基本財産の変更及びその処分
- (5) 剰余金の処分
- (6) 予算外の新たな義務負担または権利の放棄
- (7) 寄付行為の変更
- (8) 解散及び残余金の処分
- (9) 諸規程の制定及び改廃
- (10) その他理事長が必要と認めた事項

(議 事)

第23条 理事会の議長は、理事長があたる。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 理事会の議事はこの寄付行為に特定の定めがある場合を除き過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

4 理事会の議決については、議事録を作り、議事の経過要領及びその結果を記載し、議長及び出席者代表2人が署名押印しなければならない。

(書面による特別議決)

第24条 理事長は、急施を要する事項または軽易な事項については、理事に対し書面により賛否を求め、その回答をもって表決に代えることができる。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第25条 この寄付行為を変更しようとするときは、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得た後、主務官庁の認可を受けなければならない。

(解散及び残余財産処分)

第26条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときは解散する。

2 解散のときにある残余財産は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、この法人と類似の目的を持つ法人又は藤沢市に寄附する。

第7章 雜 則

(委 任)

第27条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

(設立当初の役員)

第28条 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、第13条の規定による理事及び監事が就任するまでとする。

| | | |
|---------------|---------------|-----------|
| 理 事 | 藤沢市総務部長 | 佐 藤 信 衛 |
| | 藤 沢 市 建 設 部 長 | 菅 原 文 哉 |
| | 藤 沢 市 経 済 部 長 | 和 田 松 太 郎 |
| | 藤 沢 市 民 生 部 長 | 金 井 五 郎 |
| | 藤 沢 市 消 防 長 | 富 田 伸 利 |
| | 藤沢市参事秘書課長 | |
| 事 务 取 扱 | 小 池 光 徳 | |
| 藤沢市教育委員会参 | | |
| 事 総務課長事務取扱 | 秋 山 傳 一 | |
| 藤 沢 市 財 政 課 長 | 石 田 七 五 三 蔵 | |
| 藤 沢 市 監 理 課 長 | 伊 草 昇 | |
| 監 事 | 藤 沢 市 会 計 課 長 | 田 中 扉 二 郎 |
| | 藤沢市監査事務局長 | 熊 山 喜 三 郎 |

付 則

この寄付行為は、設立の日から施行する。(昭和36年6月19日)

付 則

この寄付行為は、同意のあった日から施行する。(昭和37年3月28日)

付 則

この寄付行為は、同意のあった日から施行する。(昭和39年6月 1日)

付 則

この寄付行為は、同意のあった日から施行する。(昭和42年4月19日)

付 則

この寄付行為は、同意のあった日から施行する。(昭和42年8月28日)

付 則

この寄付行為は、認可のあった日から施行する。(昭和46年3月12日)

付 則

1 この寄付行為は、認可のあった日から施行する。(昭和49年4月 1日)

2 第4条の規定にかかわらず、この寄付行為の施行の際、変更前の寄付行為第4条第1号の規定により既に取得した財産については、造成、管理及び処分を行うことができるものとする。

付 則

この寄付行為は、認可のあった日から施行する。(昭和53年12月 5日)

付 則

この寄付行為は、寄付行為に係る神奈川県知事の認可書が到達した日から施行する。

(昭和 60 年 1 月 1 日)

附 則

この寄付行為は、認可のあった日から施行する。(平成 19 年 7 月 23 日)

別紙 財産目録

| 資産の種類 | 金額 | 摘要 |
|-------|---------------|-------|
| 基本 財産 | 1, 000, 000 円 | 市の寄付金 |